

# 障がい者地域生活支援事業利用料軽減策(2011年)

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※地域生活支援事業で利用料軽減を行っているのは、2009年度32市町(52.5%)、2010年度47市町(82.5%)、低所得者に負担を求めたのは10市町(17.5%)

※2011年度は減免あり:43市町(79.6%)、減免なし:11市町村(20.4%)。岡崎市が11年度から非課税世帯を無料にした。稲沢市は低所得者(非課税者)は5%負担、瀬戸市・津島市・愛西市・弥富市・あま市・長久手町・大治町・蟹江町・飛島村9市町村は1割負担となっている。(飛島村は昨年回答が間違い、1割負担のまま)

市町村名	1)利用料負担 上限月額の設定		2)市町村民税 非課税世帯の 利用料の減免		1)2)で「あり」と答えた場合の具体的内容
	あり	なし	あり	なし	
1 名古屋市	○		○		平成22年4月からの移動支援事業をはじめとする5事業について、低所得者の方を対象に無料化を実施、また、それ以外の方々についても利用者負担上限月額を設定することにより、負担が過重とならないように配慮している。
2 豊橋市	○		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援・地域活動支援センター、日中一時支援事業 障害者:市民税課税世帯の所得割16万円未満の月額9300円を超えて支払った利用者負担額を助成。 障害児:市民税課税世帯の所得割28万円未満の月額4600円を超えて支払った利用者負担額を助成。</li> <li>・日常生活用具:市民税課税世帯で非課税の場合、支給基準額を10割助成。</li> <li>・非課税以外の場合、支給基準額の9割を助成。</li> </ul>
3 岡崎市	○		○		市町村民税非課税世帯について、日常生活用具費支給事業、移動支援事業、在宅重度障がい者等入浴サービス事業、日中一時支援事業及び生活サポート事業の利用者負担額については無料としている。
4 一宮市	○		○		自立支援給付事業に準じた利用者負担とし、負担上限を適用しており、市民税非課税世帯の利用者負担についても平成22年4月からありません。
5 瀬戸市	○		○		上限月額設定は、地域活動支援センターのみ設定あり。非課税世帯の地域活動支援センターのみ減免あり、非課税世帯は、一般世帯が4,500~37,200円のところを1,500円。
6 半田市	○		○		国制度(障害福祉サービス)と同様、上限額を定めた上で、所得に応じて利用者負担を10%、0%の負担としている。
7 春日井市	○		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般2…市民税課税世帯の方 (月額上限額:37,200円)</li> <li>②一般1…市民税課税世帯の方 (障害者)本人と配偶者の市民税所得割額16万円未満(月額上限額:9,300円) (障害児)世帯の市民税所得割額28万円未満(月額上限額:4,600円)</li> <li>③低所得…市民税非課税世帯(月額上限額:0円)</li> <li>④生活保護…生活保護世帯に属する方 (月額上限額0円)</li> </ul> ※障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用

市町村名		1) 利用料負担 上限月額の設定		2) 市町村民税 非課税世帯の 利用料の減免		1) 2) で「あり」と答えた場合の具体的内容
		あり	なし	あり	なし	
8	豊川市	○		○		障害福祉サービス同様、低所得者に対する負担上限月額0円
9	津島市	○			○	月額負担上限を下記のように設定 生活保護世帯: 0円 市民税非課税世帯(障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下): 15,000円 上記以外: 24,600円 市民税課税世帯: 37,200円
10	碧南市	○		○		1) 生活保護世帯: 0円、市民税非課税世帯: 0円、市民税非課税世帯(所得割16万円未満) 9,300円、それ以外37,200円 2) 食費、光熱水費等以外を減免
11	刈谷市	○		○		・市民税非課税世帯利用料0円とし、自己負担なし。 ・市民税非課税世帯(所得割額28万円未満)の居宅で生活する障害児(18歳未満)の利用料負担上限月額は4,600円。 ・市民税非課税世帯(所得割額16万円未満)の居宅で生活する障害者(18歳以上)及び20歳未満の施設入所者の利用料負担上限は9,300円。 ・上記以外の人利用料負担上限額は、37,200円。
12	豊田市	○		○		自立支援給付と同内容。さらに総合上限管理として自立支援給付と地域生活支援事業の負担額を合算の上、自立支援給付における負担上限額を上限としている。
13	安城市	○		○		18歳以上の障害者が移動支援等のサービスを利用する際の上限月額。 ①本人及び配偶者の市民税所得割額16万円以上…37,200円 ②本人及び配偶者の市民税所得割額16万円未満…9,300円 ③本人及び配偶者が市民税非課税及び生活保護…0円 18歳未満の障害児が移動支援等のサービスを利用する際の上限月額 ①住民票上の全世帯員の市民税所得割額28万円以上…37,200円 ②住民票上の全世帯員の市民税所得割額28万円未満…9,300円 ③住民票上の全世帯員が市民税非課税及び生活保護…0円
14	西尾市	○		○		障害者自立支援法の介護給付費の設定と同様。(非課税世帯については負担額0円)
15	蒲郡市	○		○		実施しているすべての事業において、市民税非課税世帯は、サービス利用料は全額減免です。

市町村名		1) 利用料負担 上限月額の設定		2) 市町村民税 非課税世帯の 利用料の減免		1) 2) で「あり」と答えた場合の具体的内容
		あり	なし	あり	なし	
16	犬山市	○		○		地域生活支援事業は生活保護受給者、低所得者の利用料負担を無料。市が委託する地域活動支援センターは独自の設定。 ・「ふれんど」(身体): 市民税非課税の方は無料、その他は1日100～300円、月額上限2,200円 ・「希楽里」(精神): 無料。
17	常滑市	○		○		低所得者で市民税非課税世帯については、利用料負担限度額は0円
18	江南市	○		○		国制度に準じて設定しています。 市町村民税非課税世帯の利用料は、無料です。
19	小牧市	○		○		利用料の負担額は生活保護、市民税非課税世帯は0円。市民税課税世帯は国の基準に合わせて、4,600円、93,00円、37,200円と設定している。
20	稲沢市		○	○		非課税世帯:5%、生活保護世帯:無料
21	新城市	○		○		国の基準に合わせて、上限額を設けていますが、障害福祉サービスと地域生活支援サービスを同一人が、同一月に利用した場合で、障害者サービスで定められた上限負担額を超えているときは、地域生活支援サービスに関わる負担額も返還されます。
22	東海市	○		○		国・県に準ずる
23	大府市	○		○		独自の軽減策は講じていないが、要綱上市民税非課税世帯の自己負担は生じない内容になっている。
24	知多市	○		○		移動支援については障害福祉サービス利用者と同額。 市が設置する地域活動支援センターについて、利用料は無料。
25	知立市	○		○		1) ア. 移動支援・日中一時支援・地域活動支援センターの自己負担と障害福祉サービスの利用者負担と合算して上限額を適用(2010年度軽減実績:100件、1,027,668円) イ. 補装具と日常生活用具も利用者負担を合算し、上限額を適用(利用者負担支払い時に判断) 2) H22. 4. 1より自立支援福祉サービス費と同様に、市町村民税非課税世帯は、受給者証に自己負担額0円としています。
26	尾張旭市	○		○		国で決定されている障害福祉サービスの基準で実施している。
27	高浜市	○		○		障害者自立支援法の障害福祉サービスの利用者負担と地域生活支援事業の利用者負担額を合算して上限管理。障害福祉サービスにおける利用者負担上限額の認定方法に準ずる。
28	岩倉市	○		○		1) 上限月額「0円」 2) 利用者負担「費用の1割」を「0円」に減免
29	豊明市	○		○		2) 0割
30	日進市	○		○		障害者福祉サービスと同じです。ただし、交通費等実費分のご負担はいただいております。

市町村名		1) 利用料負担 上限月額の設定		2) 市町村民税 非課税世帯の 利用料の減免		1) 2) で「あり」と答えた場合の具体的内容
		あり	なし	あり	なし	
31	田原市	○		○		市民税非課税世帯(低所得者)は、月額負担上限0円
32	愛西市	○			○	生活保護受給者は利用料無料
33	清須市	○		○		障害福祉サービスの利用者負担上限額・負担の軽減と同様
34	北名古屋市	○		○		利用料は、平成18年10月の事業開始当初から無料にて実施している。ただし、日常生活用具の給付については、基準額を設けている。
35	弥富市	○			○	
36	みよし市	○		○		自立支援給付の上限と同一にし、自立支援給付の利用料(自己負担分)と合算している。
37	あま市		○		○	
38	東郷町	○		○		国の自立支援給付の利用者負担額に準じています。
39	長久手町		○		○	
40	豊山町	○		○		1) 障害者自立支援法と同様 2) 無料
41	大口町	○		○		自立支援給付と同様に設定
42	扶桑町	○		○		町民税非課税世帯の利用料負担は0円
43	大治町		○		○	
44	蟹江町		○		○	
45	飛島村		○		○	
46	阿久比町	○		○		障害福祉サービスの介護給付と同様の扱いをしている。
47	東浦町	○		○		国・県の障害福祉サービスと同じ軽減内容
48	南知多町	○		○		生活保護者、低所得者:0円、前者以外:37,200円 市町村民税非課税者(低所得者)は2010年より無料
49	美浜町	○		○		1. 生活保護世帯:0円 2. 住民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者の年収が80万円以下:15,000円 3. 住民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者の年収が80万円超:24,600円 4. 住民税課税世帯:37,200円
50	武豊町	○		○		町民税非課税世帯の負担上限月額は0円です。
51	幸田町	○		○		・利用料上限は、37,000円(本人及び配偶者の市町村民税所得割額が合わせて16万円以上、本人の属する世帯が同28万円以上) ・サービスを利用する本人、配偶者及び本人の属する世帯が市町村民税非課税世帯については、利用料0円
52	設楽町	○		○		低所得者は自己負担なし
53	東栄町	○		○		・地域生活支援センター事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業
54	豊根村	○		○		村長が必要と認めたときは無料とすることができ、生活保護世帯に属する者は免除することができる。